

新潟県条例第18号

新潟県附属機関設置条例等の一部を改正する条例  
(新潟県附属機関設置条例の一部改正)

第1条 新潟県附属機関設置条例(昭和27年新潟県条例第53号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後			改正前		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
附属機関 の属する 執行機関	名称	担任する事務	附属機関 の属する 執行機関	名称	担任する事務
知事	(略)	(略)	知事	(略)	(略)
	新潟県 宅地建 物取引 業審議 会			新潟県 宅地建 物取引 業審議 会	
	(略)			新潟県 屋外広 告物審 議会	
	(略)		(略)	屋外広告物に関する重要事 項について知事の諮問に応 じ、調査審議し、又は必要 な事項を知事に建議する。	(略)

(新潟県屋外広告物条例の一部改正)

第2条 新潟県屋外広告物条例(平成7年新潟県条例第65号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(許可等の基準)	(許可等の基準)
第14条 (略)	第14条 (略)
2 知事は、広告物等の表示又は設置が前項の基準に適合しない場合においても、特にやむを得ないと認めるときは、 <u>新潟県景観審議会</u> (以下「審議会」という。)の議を経て、許可をすることができる。	2 知事は、広告物等の表示又は設置が前項の基準に適合しない場合においても、特にやむを得ないと認めるときは、 <u>新潟県屋外広告物審議会</u> (以下「審議会」という。)の議を経て、許可をすることができる。
3 (略)	3 (略)

(新潟県景観条例の一部改正)

第3条 新潟県景観条例(令和2年新潟県条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動後項」という。)に対応する同表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動項」という。)が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には当該移動後項を加える。

改正後	改正前
第20条 (略)	第20条 (略)
2 <u>新潟県景観審議会</u> は、前項に規定するもののほか、 <u>新潟県屋外広告物条例(平成7年新潟県条例第65号)</u> の規定によりその権限に属させられた事項及び屋外広告物に関する重要事項を調査審議する。	
<u>3</u> (略)	<u>2</u> (略)
<u>4</u> (略)	<u>3</u> (略)
<u>5</u> (略)	<u>4</u> (略)

<u>6</u> (略)	<u>5</u> (略)
<u>7</u> (略)	<u>6</u> (略)

**附 則**

この条例は、令和4年7月1日から施行する。